

中央卸売市場業務条例の一部改正（案）について

主な改正概要

事 項		改正内容			備 考
第 1 章			旧	新	
総則	開場の時間	変更	午前4時から午後3時まで	午前零時から午後12時まで	5条
第 2 章					
市場関係事業者	卸売業務の認定	新設	農林水産大臣の許可（現行法規定）	市長の認定	6条の2
	せり人の資格等	変更	市による登録（試験）	卸売業者からの届出	12条
	仲卸業務の認定	変更	市長の許可	市長の認定	18条
第 3 章					
売買取引	売買取引の方法	変更	せりなどの割合を規定	取引参加者が協議して決定	36条
	売買取引の条件の公表	新設	規定なし	卸売業者に公表義務	47条の2
	第三者販売	変更	原則禁止（例外規定）	取引した結果の報告を義務化 ※詳細のルールは、取引参加者が協議して決定	40条
	商物一致	変更	原則遵守（例外規定）		41条
	直荷引き	変更	原則禁止（例外規定）		48条